

薬生食輸発1117第1号  
令和2年11月17日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(インド産カルダモンの未成熟果実(グリーンカルダモンに限る。)のトリアゾホ  
ス、カザフスタン産はちみつのクロラムフェニコール、台湾産バナナのピラクロスト  
ロビン及び米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子組換え(不分別を含  
む。))を除く。)のデルタメトリン及びトラロメトリン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和2年  
11月16日付け薬生食輸発1116第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、過去1年間の検査実績を踏まえ、インド産カルダモンの未成熟果実(グリーン  
カルダモンに限る。)のトリアゾホス及びカザフスタン産はちみつのクロラムフェニコ  
ールについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとし、台湾産  
バナナのピラクロストロビン及び米国産とうもろこし(爆裂種、甘味種を除き、遺伝子  
組換え(不分別を含む。))のデルタメトリン及びトラロメトリンについてモニ  
タリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への  
周知方よろしく願います。